

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会（第6回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成21年1月29日(木) 10:30～11:46

於、第一特別会議室

第2 出席した委員（敬称略）

根岸 哲（部会長）、酒井 善則（部会長代理）、関口 博正、長田 三紀、
宮本 勝浩（以上5名）

第3 出席した臨時委員（敬称略）

辻 正次、東海 幹夫（以上2名）

第4 出席した関係職員等

桜井 俊（総合通信基盤局長）武内 信博（電気通信事業部長）、安藤 友裕（総合通信基盤局総務課長）、古市 裕久（料金サービス課長）、村松 茂（料金サービス課企画官）

永利 正統（情報流通行政局総務課課長補佐（事務局））

第5 議題

（1）答申事項

接続料規則等の一部改正について【諮問第3005号】

（2）諮問事項

- ① 基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部改正について【諮問第3007号】
- ② 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（NGN接続ルールに係る接続約款等の措置）について【諮問第3008号】
- ③ 第一種指定電気通信設備接続会計規則及び接続料規則の一部改正について【諮問第3009号】

開 会

○根岸部会長　ただいまから情報通信行政・郵政行政審議会 電気通信事業部会を開催いたします。

本日は、委員6名、臨時委員2名の合計8名中、今、酒井先生が見えられていません。多分、追ってお見えになると思います。7名ということになります。現在6名ですが、定足数を満たしております。

それではお手元の議事次第に従いまして、議事を進めたいと思います。本日の議題は、答申事項1件、諮問事項3件です。

それでは、最初に答申事項より審議したいと思います。諮問第3005号の接続料規則等の一部改正について、審議をしたいと思います。

本件は、総務大臣からの諮問を受けまして、11月25日開催のこの部会におきまして審議を行い、12月25日までの間、意見募集を行いました。その後、意見募集でいただいた意見を踏まえまして、接続委員会で検討をいただきました。

そこで、本日は委員会での検討結果を、主査の東海委員からご報告いただきます。それでは、東海先生お願いします。

○東海臨時委員　答申事項の1件の接続料規則等の一部改正につきまして、接続委員会の調査審議の結果をご報告させていただきます。まず、諮問の概要を簡単にお話申し上げたいと思いますが、本件は平成21年度以降の接続料の算定方法等につきまして、接続料規則等において所要の規定整備を行うものです。改正点2点でございますが、お手元の資料の6-1の6ページをおあけいただきたいと思います。

まず第1点目は、長期増分費用方式いわゆるLRIC方式による平成21年度の接続料算定に用いる、各入力値の更新です。これは、NTT東西が設置する第一種指定電気通信設備に係る接続料のうち、加入者交換機能等に係る接続料については、毎年度最新のデータを用いてLRIC方式で再計算することとされているため、平成21年度接続料算定に用いる入力値を最新のデータに入れ替えるものです。これらの更新は、別表に規定をしております。なお、当該入力値につきましては、昨年10月28日に開催されました31回の長期増分費用モデル研究会におきまして、ご了承いただいているところで

2点目は、公衆電話機能等の接続料原価に加算されている加入者交換機の接続料原価により付け替えられたNTSコストのうち、き線点RT-GC間伝送路費用を控除しなければならない規定の追加です。これは、き線点RT-GC間伝送路費用について、加入者交換機能の接続料原価への段階的な算入を可能とする一方で、公衆電話機能等の接続料原価にも引き続き算入することとされているため、公衆電話機能等を利用する接続事業者は、この費用を二重に負担するという恐れ、これは前に答申をさせていただいたわけでありましたが、そのおそれがあるので省令の規定内容を変更するといったものです。

以上が諮問の概要です。本件は平成20年11月25日に当部会に諮問されましたけれども、同年の12月25日までの1カ月間にわたり意見募集を行いまして、1社から意見を寄せられました。今年の13日になりまして、接続委員会で検討させていただいたところです。寄せられました意見及び考え方につきましては、2ページにお戻りいただきまして、ご説明をさせていただきたいと思えます。

2ページの意見1をごらんいただきたいと思えます。これは接続料規則に定めている入力値の適正性に関する検証が困難であり、入力値の選定過程の透明性確保について今後検討すべきというご意見です。

これに対しましては、考え方1で長期増分費用モデルの入力値選定については、長期増分費用モデル研究会で検討及び策定された選定方式に則り適切に実施しております。そういう理由で透明性は確保され適切なものと判断をするという考え方といたしました。もう一つ付言させていただくと、接続委員会におきまして、この入力値の検討につきまして、より事業者参加型のデータ分析の作業の方向はないだろうかというご質問もございました。その点につきましては、事業者経営の秘密の保持という観点からもその確保とのバランスがございますので、課題として検討するということとさせていただいております。

2ページの意見2でございますけれども、これは光ファイバに適用される経済的耐用年数は、過去の撤去実績のみで算定することは適切でなく、光ファイバ関連技術の進展による耐用年数の長期化を加味した上で推計を行うべきというご意見です。

考え方2でございます。今回省令において規定された光ファイバの経済的耐用年数については、平成19年9月20日付情報通信審議会答申「平成20年度以降の接続料算定の在り方について」で示されたとおり最新の設備利用状況等を踏まえつつ、直近の新規取得量の急激な拡大の影響が現れにくい撤去法を採用いたしまして、決定係数及び推

計の制度が高いゴンペルツ関数及びワイブル分布を残存関数として推計した結果によるものであり、適切なものと判断をいたしております。ただし、光ファイバの経済的耐用年数の推計方法につきましては、今後の技術確信、市場環境の変化等を踏まえまして、必要に応じて検討することが適当という考え方を「なお、」以降に示させていただきます。

3 ページの意見3でございます。き線点RT-GC間伝送路費用は、当分の間の措置として暫定的に接続料原価に付け替えられているものでございまして、基本料原価に戻す方向で見直しを行うべきという意見が寄せられたものです。

考え方3でございます。平成20年12月付情報通信審議会答申「ユニバーサルサービス制度の在り方について」におきまして、加入電話に関するユニバーサルサービスコストの算定方法としては、平成21年度からの3年間も引き続き、き線点RT-GC間伝送路コストを暫定的に接続料原価に算入する現行方式の採用が適当とされております。しかし、き線点RT-GC間伝送路コストは、本来的にはNTT東西の基本料により回収されるべきものであることに変わりはないことから、上記答申が接続料水準への影響に配慮しつつ利用者負担の抑制を図るとともに、制度の安定性を確保する観点から判断された点も踏まえ、平成23年度以降の接続料の算定方法の見直しの中で、き線点RT-GC間伝送路コストの扱いについて改めて検討を行うことが適当という考え方とさせていただきます。

以上が今回の省令案に寄せられた意見とその考え方です。接続委員会といたしましては、1 ページに戻っていただきますが、報告書の1にございますとおり、本件の接続料規則等の一部改正については、諮問のとおり改正することが適当というご報告をさせていただきます。

以上でございます。

○根岸部会長　ありがとうございました。それでは、ただいまの東海委員のご説明につきまして、ご質問あるいはご意見がございましたらお願いいたします。どうぞ。

○辻臨時委員　補足であります。意見1で、長期増分費用モデル研究会の透明性が出ております。私も委員をしております。この委員会は学識経験者のみでありますが、純粋に長期LRICの計算の技術的な側面を、例えば経済的耐用年数など極めて学術的なものが多く、政策的な判断等々が入る余地がないものです。確かに非公開になっておりますが、極めて公正性・透明性を認識して議論をしております。それを一言付け加えさ

せていただきます。

○根岸部会長　ありがとうございます。

○東海臨時委員　そういった観点で、現状がそういうことで適切であろうという理解を皆様しているわけです。接続委員会の議論の中では、当初このLRICモデルを検討する過程では、事業者の方にも参加していただくいわゆるワーキング・グループでその数値の算定の議論をつめております。そういった意味での透明性といいたししょうか、公開性といいたししょうか、これからどれだけLRICが続くかわかりませんが、そういう形も方法として検討する価値はあるのではないかとご指摘もございました。そういう意味ではLRICというものは、今現状の接続料水準を算定する非常に重要な意味をもっておりますので、事業者の方々にも十分に理解をしていただく透明性を確保していく方策を検討すべきだなということで、課題というふうに接続委員会では考えております。

○根岸部会長　さっき東海委員がおっしゃったように、企業秘密を保持しつつそういうことがどのように可能か、とそういうことですね。

○東海臨時委員　おっしゃるとおりです。

○根岸部会長　ほかにどうぞ。よろしいですか。

ほかにご意見がございませんようでしたら、諮問第3005号につきましては、4ページに審議会の答申書（案）としてありますが、（案）を取ってこのとおりに答申したいと思います。ありがとうございました。

次に、諮問事項の審議に移ります。諮問第3007号、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部改正、いわゆるユニバーサルサービスにかかわる規則の一部改正について、総務省から説明をお願いいたします。

○村松料金サービス課企画官　それでは資料6-2に基づきまして、ご説明申し上げます。まず1ページでございますが、諮問書です。電気通信事業法第109条第1項の規定による交付金の交付に係る省令委任事項を定めるため、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正いたしたいということです。以下2ページからの概要資料を中心に、諮問の内容につきましてご説明申し上げます。

まずI改正の背景でございます。昨年12月に情報通信審議会から「ユニバーサルサービス制度の在り方について」と題します答申をいただいております。その中でIP化の進展に伴います加入電話の補てん額の減少への対応策ということで、コスト算定方法

の補正を示していただいております。具体的には、括弧の中にございますとおり制度稼働時以降、加入電話から光 I P 電話（O A B J - I P 電話）でございますが、そちらに移行した回線数を加入者回線数に加算するという補正です。この補正を実施するため所要の規定整備を行うものです。

次に、参考資料 5 ページです。こちらで答申の中身をご説明したいと思います。参考資料の中の通し番号 6 ページですが、こちらが昨年 1 2 月にいただきました答申の概要でございまして、主に平成 2 1 年度から 3 年間に適用しますユニバーサルサービス制度につきまして、ユニバーサルサービスの範囲、コスト算定・負担方法等検討・提示いただいているところです。その中の青い網かけの部分が、今回の対象です。

詳細は、次の 7 ページをごらんいただければと思います。

まず加入電話の補てん額の算定方法ですが、左のポンチ絵でご説明したいと思います。L R I C 等を用いまして加入回線のコストにつきまして、こちらにありますようにコストカーブを算出いたしまして、それから縦軸の赤い破線にございますとおり 4. 9 % の高コスト地域を算定いたします。さらに横軸の青い点線でベンチマークを算定いたしまして、そのベンチマーク以上の部分、緑の部分が補てん対象額と算定されます。

続きまして I P 化の影響ですが、この左の図にございますとおり低コスト地域の都市部を中心に加入電話から光 I P 電話へのマイグレーションが進んでおります。その結果の影響といたしまして、まずは下の①にございますように高コスト地域 4. 9 % の回線数が、全体が減少しますので、4. 9 % の地域も減少いたします。それから②の部分ですが、ベンチマーク水準は全国平均費用プラス 2 Σ でございますので、低コスト地域の回線が抜けることに伴いまして平均費用が上がりまして、ベンチマーク水準も上昇いたします。それに伴いまして緑のところにございますとおり、補てん対象額が減少するという一方で、高コスト地域の維持コストに変化がない一方で、補てん対象額が減少するという影響が発生しております。これについての対応方法でございますが、右の図の①のとおり光 I P 電話に移行した回線数を加入電話として加算するという補正を行います。これによりまして、4. 9 % 地域それからベンチマーク水準ともに I P 化の影響を受ける前の水準に戻りまして、④にございますとおり補てん対象額が元の水準に戻ることになります。

続きまして 8 ページに、この補正を行った場合の補てん対象額の試算を示してございます。大体各年度 3 年間とも補正を行った場合、補てん対象額が 1 0 億円程度増加する

という試算です。ちなみに番号単価につきましては、利用者負担の抑制の観点から、N T S コストの一部の接続料原価への繰り入れが行われますので今後低廉化していくわけなのですが、補正を行った場合も、その番号単価につきましては低廉化の傾向は同様ということで、8円、7円、6円程度という見込みです。

続きまして9ページです。実際の補正方法です。先ほど真ん中にございますポンチ絵で、影響と補正方法をご説明申し上げましたけれども、図では低コスト地域において光 I P 電話が移行しまして、その分加算するというのですが、実際には低コスト地域、高コスト地域にかかわらず収容局単位で移行した回線の補正を行います。

例えば、左にございますとおり低コスト地域の収容局Aにおきましては、7回線中3回線が光 I P 電話に移行しますので、3回線を加算いたします。右側の高コスト地域収容局Bにおきましては、5回線中1回線が光 I P 電話に抜けておりますので、1回線を追加するというような補正を行います。

それでは概要資料2ページにお戻りいただければと思います。Iの（コスト算定方法上の補正）でございますが、大きく2種類ございます。

1つが、加入電話の補てん対象額を算定する際に用いる基礎的電気通信役務原価の算定における補正ということで、具体的に先ほどのポンチ絵の中のコストカーブを描く際の補正です。もう1点目が、加入電話の補てん対象額の算定における補正ということで、こちらは4.9%地域の算定ですとかベンチマークを算定する際の補正です。

続きましてII改正の概要です。

1点目が、加入電話の補てん対象額を算定する際に用いる基礎的電気通信役務原価の算定におけるアナログ加入者回線の数の補正ということで、先ほどのI-1に対応する手当てです。基礎的電気通信役務原価の算定につきましては、適格事業者でございます N T T 東西が設備管理部門と設備利用部門ごとに行っております。このうち設備管理部門の原価につきましては、長期増分費用方式 L R I C によりまして、試算及び費用を整理した結果を基礎に、算定等規則の第18条に規定します総務大臣の通知の手順によりまして計算を行っております。

一方、設備利用部門の原価につきましては、前年度に実際に要した設備利用部門の原価を基礎に算定を行っております。したがって今回の補正につきましては、設備管理部門の原価が関係いたしますので、その部分につきましては、光 I P 電話に移行したアナログ加入者回線について当該回線を現に加入電話の提供の用に供しているとみなして

計算するということにつきまして、第18条の規定に基づきます通知によりまして、手順等を通知する予定です。その点につきまして、参考資料通し番号の中の10ページをごらんいただけますでしょうか。こちらのほうに具体的な補正回線の算定方法を示してございます。こちらはNTT東日本の補正回線の算定方法です。移行した回線につきましては、光IP電話の利用数の純増数から算定を行います。

まず、手順1でございます。NTT東以外の他事業社の光IP電話の利用数の純増数を算定いたします。下の算式のうち第1項目が各年度末の他事業者の光IP電話利用数、こちらは全国のトータルでございます。その数字を東エリアに限定しますために、他事業社の東エリアにおけるF T T Hの契約数の割合、これが第2項目ですが、これをかけ合わせます。ということで、それによりまして各年度末の東エリアの他事業社の光IPの利用数が求められまして、それをもとに年度ごとの純増数を把握いたします。

続きまして手順2ですが、光IPの利用数の純増数のうち、加入電話からの移行相当分を算定いたします。加入電話だけではなくI S D Nからの移行分もございますので、I S D Nからの移行分を除外する手順です。第1項目のかけこの中が東エリアの光IPの純増数トータルでございまして、NTT東の純増数に、先ほど手順1で算定しました他事業社の純増数を足し合わせたものです。第2項目の分数の部分でございすけれども、I S D Nも含めました固定電話回線数に占めます加入電話回線の割合をかけまして、I S D Nへの移行分を除外するというをいたします。

続きまして手順3ですが、光IP電話利用数の純増数を収容局別に分計いたします。1項目が、手順2で算定しました東エリアのトータルの純増数です。加入電話が減少いたしまして、光IP電話に移行しておりますので各収容局ごとの加入電話の減少の割合、これが第2項目です。これをかけ合わせまして、収容局別の光IP電話の純増数を算定するというでございす。

以上の算定に用いますデータですが、NTT東西のデータ以外につきましては下の参考にございますとおり、総務省が調査公表しておりますデータを用いて算定を予定しております。

それでは、また概要資料のほうに戻っていただきまして、3ページをごらんください。改正点の2番目でございます。加入電話の補てん対象額の算定におけるアナログ加入者回線の数の補正。こちらI-2番目の補正の手当です。加入電話の補てん対象額の算定について、光IP電話に移行したアナログ加入者回線について、当該回線を現に加入電

話の提供の用に供したものとみなし、算定を行うということです。補正を行った上での算定方法が以下3段階です。①アナログ加入者回線の数の補正を行い計算した加入者回線単価により高コスト地域（4.9%地域）を特定し、アナログ加入者回線の数の補正を行い算定対象原価を計算ということで、こちらは下のポンチ絵の右の枠の中のオレンジ色の台形の部分です。②アナログ加入者回線の数の補正を行い基準単価ベンチマークと基準原価を計算ということで、こちらはポンチ絵の中の緑色の長方形の部分です。③の手順としまして、①の算定対象原価と②の基準原価の差額を取ります。それで基準原価を下回る額、取り過ぎた部分が発生する場合には、下のポンチ絵ですと黄色い部分ですが、こちらを加算するというのでベンチマーク以上の部分を算定しますので、それぞれの計算において補正を行うというところでございます。この手当ですが、表題の下の矢印のところがございますとおり改正算定規則附則第8項におきまして、第5条第1項第1号の読替えを行うという手当を行います。

具体的には恐縮でございますが、通し番号12ページ以降に新旧対照条文がございます。この13ページをごらんください。第8項のところに読替え規定が従前設けておきまして、その中の第5条第1項第1号の部分です。こちらにおきまして算定対象原価、平均原価、各算定対象加入者回線の加入者回線単価、平均単価につきまして補正を行う旨を盛り込んだ読替えを行います。13ページの算定対象原価で申し上げますと、平成18年4月1日以降、IP電話に移行したアナログ加入者回線を現に加入電話の提供の用に供しているものとみなして計算した算定対象原価という読替えを行います。これをほかの用語についても、それぞれ行うものです。読替えを行った結果でございますが、恐縮ですが一番最後につけております通し番号18ページの読替え表をごらんいただければと思います。5条が各サービスの算定法を定めておりますのち、第1号が加入電話の算定方法です。読替えました結果でございますが、平成18年4月1日以降IP電話に移行したアナログ加入回線を現に加入電話の提供の用に供しているものとみなして計算した算定対象原価が、平成18年4月1日以降IP電話に移行したアナログ加入回線を現に加入電話の提供に供しているものとみなして計算した基準原価を上回る場合の当該上回る額というような形になります。

それでは、また概要資料のほうにお戻りいただきまして、3ページ、3番目の手当てです。交付金の額を算定するための資料として、適格電気通信事業者が支援機関へ届ける事項等の追加です。2段落目がございますとおり電気通信事業法第109条第2項

におきましては、適格電気通信事業者に対しまして交付金の額を算定するための資料としまして、原価等を支援機関に届け出るということを義務づけておりまして、補正に関する事項を追加行うものです。具体的には、次の4ページにございますとおり交付金の額の算定のための資料といたしまして、第7条で規定されております事項に、加入電話の補てん対象額の算定に必要なアナログ加入者回線と加入者回線単価を追加するものです。こちらは改正附則第8項で手当てを行います。新旧対照条文の14ページをお開きください。こちらの第9項を新設いたしまして、補正を行ったアナログ加入者回線の数及び加入者回線単価を届けなければならないということを規定するものです。

4ページ、4番目の改正点でございます。制度の見直しということで、答申におきまして今回の補正につきましては、当面3年間の措置ということでございますので施行後3年後を目途とした見直し規定を設けております。こちらは対照条文の15ページで手当をしているところです。

5. その他ということでございますけれども、今回の補正の手当てには関係はございませんが、今回の改正を機に、算定規則の文言の適正化を図る部分が3カ所ございます。

1点目が新旧対照条文の12ページでございますが、2条の4号のところ「回線単価」という文言を「加入者回線単価」というふうに修正いたします。

2点目が13ページの冒頭でございますが、15条の5号のところ引用条文についての適正化です。

3点目が16ページに算定規則の別表を掲げてございますが、こちらの別表1の中の注意書のところに「第40条の3」というところを「第40条の3又は第40条の5」というような形で、根拠条文の適正化を図るという改正です。

それから施行日につきましては、公布の日とするということにいたしたいと思っております。

以上が今回の諮問の内容でございますが、最後に審議のスケジュールでございますが、11ページ参考資料の一番最後のところにおつけしておりますけれども、このような形でご審議お願いできればと考えているところです。以上です。

○根岸部会長　ありがとうございます。若干複雑な内容になっておりますけれども、どうぞ、ご質問なりご意見ありましたらお願いいたします。

ちょっと、あるいは初歩的なことかもしれませんが、参考資料の6ページにユニバーサルサービス制度の見直しの経緯が書かれておりますけれども、その一番上のところではユニバーサルサービスの範囲というのが書かれていて、右のほうでは「光I

P電話]、「携帯電話」は、費用面、利用実態等の点から、ユニバーサルサービスの範囲とすることは困難。時期見直しに向けて、料金水準、利用動向等に注視。とこういうふうに書かれていますけれども、今回の補正というのは、この光IP電話をユニバーサルサービスの範囲に入れたわけではなくて、こちらへマイグレーションというか、移行するのがかなりあるということで、加入電話というか、そちらのものとみなすという改正というか、補正なのですよね。

○村松料金サービス課企画官　　そうでございます。部会長のおっしゃるとおり光IP電話をユニバーサルサービスとするものではなく、あくまでも加入電話の補てん対象額についてIP化の影響を手当てをするという旨の改正です。

○根岸部会長　　そうすると、どれくらい先のことかわかりませんが、その光IP電話をユニバーサルサービスの範囲に入れるかどうかということが、検討の重要な課題になるという見通しでしょうか。

○村松料金サービス課企画官　　次の見直しの時期におきましては、その点が大きな課題になるかと考えております。

○根岸部会長　　ありがとうございます。どうぞほかにございましたら。はいどうぞ。

○東海臨時委員　　今の部会長のご指摘について、少し簡単に感想めいたことを申し上げますと、当初こういう補正がおこなわれること、IP化が起こることを促進をしている状況下にもかかわらず、ユニバのコストを上昇させる要因をここで補正しなければならないのか、といったような疑問が私の中で当初ございました。しかしながらユニバの制度そのものを、今回の大きな枠組みを変えないで3年間というような形をとることを前提にした場合には、やはり現行でのユニバの負担の公平性ということからすると、IP化が押し寄せてきて部会長がおっしゃったとおり固定電話、加入電話をユニバであると規定している限りにおいては、当然そこに補てんしなければ減少額が出てくるという理屈にならざるを得ないということで、こういった補正が行われなければならないのだなというふうに思いました。計算上は、です。ただし、この流れというのは、やはり別な裏の側面から見るとIP化への移行の一つの過程を表現しているような感じもいたします。そういう意味で次回の時には、事務局は、じゃあこれは、次回には直しますというようなことは決しておっしゃらないでしょうけれども、次回には、ユニバの範囲そのものの議論が当然なされるはずでしょうから、そのことについて、こういったある意味では、かなり微細にわたるところの調整というのが不要になる形がおそらく望まれてくるので

はないかと、個人的にはそんな感じがいたします。

○根岸部会長　ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは本件につきましては、当審議会の議事規則第4条第1項の規定に従い、諮問された案を、本日部会長会見で報道発表するほか、広く意見の募集を行うということにいたします。本件に関する意見招請期間は3月2日（月曜日）までといたします。

また、本件につきましては「ユニバーサルサービス制度に係る総務省令の制定若しくは改廃に関する事項」でありますので、意見招請後、ユニバーサルサービス委員会において調査検討いただいた上で、その結果を当部会に報告いただきまして、当部会における審議を経て答申の議決をするという段取りにしたいと思っております。よろしいでしょうか。

それではそのように決定したいと思います。ありがとうございました。

それでは続きまして、諮問第3008号、NTT東西のいわゆるNGN接続ルールに係る接続約款等の変更の認可につきまして、総務省から説明をお願いします。

○古市料金サービス課長　それではお手元の資料6-3に基づきまして、NTT東西の接続約款の変更認可についてご説明をさせていただきます。

2ページ別紙1をごらんいただけますでしょうか。申請概要でございますが、本件につきましてはNTT東西の次世代ネットワーク、いわゆるNGNに関しまして、この下のネットワーク図におきます青い点線で囲った部分である収容局接続機能、赤い点線で囲った部分であるIGS接続機能、そして黄色い点線で囲った部分である中継局接続機能。これら3つの機能について平成21年度接続料を設定するため接続約款の変更を行うものです。実施予定期日につきましては、認可後平成21年4月1日から実施予定です。

2ページ以降は、主な変更内容です。まず今回の接続約款変更の経緯です。NTT東西のNGNに関しましては、ご案内のとおり情報通信審議会においてNGNの接続ルールの在り方をご審議いただきまして、昨年3月に答申をいただいたところです。この答申後、総務省におきましては、昨年の7月に関係省令等の改正を行うとともに、昨年11月この省令改正等に基づき、NTT東西の接続約款の変更認可を行ったところです。この接続約款の変更認可につきましては、接続料以外の接続条件に係るものでございまして、接続料の関係につきましては昨年5月から接続料算定に必要なコストドライバを検討するための研究会を開催し、昨年12月に取りまとめた報告書において一定の考え方を整理していただいたところです。

今回の申請は、同研究会報告書で示された考え方にに基づき、先ほどの3機能の接続料を設定するために接続約款の変更を行うものです。

4ページ以降が、具体的な接続約款変更の概要です。

(1) 平成21年度接続料の水準についてでございます。今回の平成21年度接続料につきましては、会計データを利用することはできないことから平成21年度の1年間を算定期間として、当該期間の需要と費用を予測する将来原価方式により算定をしているところです。具体的な接続料は、この表にあるとおりです。まず収容局接続機能は、一装置・月当たりNTT東日本で169万2,927円、NTT西日本で248万185円、IGS接続機能につきましては、3分当たりNTT東日本で5.69円、NTT西日本で6.29円、中継局接続機能につきましては、10Gポート・月当たりNTT東日本で637.5万円、NTT西日本で525万円となっているところです。

(2) 接続料算定の概要について、ご説明をさせていただきます。恐縮ですが、5ページの上の接続料原価の算定フロー図をごらんいただけますでしょうか。このフロー図が、今回の接続料原価の算定のステップ全体を示したものです。今回は、Step1：設備別コストの算定のフロー、Step2：この設備別のコスト算定をそれぞれの機能に配賦するフローと、大きく分けてこの2つのフローで算定をしているところです。

まず、Step1でございます。フロー図AにございますようにNGN設備の設備別コストにつきましては、網改造料算定式に準拠をした形で算定をしております。また、Bのところがございますとおり、ひかり電話網の設備コストにつきましては、平成19年度のひかり電話網の接続会計データをベースに推計をしたコストに基づき算定をしているところです。

次に、Step2でございます。NGN設備のコストのうち各機能に固有の設備。これらにつきましては、①の黄色い矢印にありますとおりそれぞれ関連する機能に直課をしているところです。他方、複数の機能で共有する設備につきましては、中継ルータ・伝送路については、②にありますとおり各機能にポート容量比で配賦をしております。また、SIPサーバにつきましては、各機能に通信回数比で配賦をしているところです。

最後に、ひかり電話網の設備コストにつきましては、④の矢印にありますとおり通信回数比及び通信時間比で各機能に配賦をしているところです。こういった全体の算定フロー図を前提に算定をしているということでございまして、以下具体的な算定の方法についてご説明をさせていただきます。

2) S t e p 1 : 設備別のコスト算定でございます。①NGN設備のコスト算定、先ほどのフロー図Aのところでございますが、今回NGN設備のコスト算定に当たりましては網改造料の算定方式に準拠をしているところです。この算定方式を用いるためには、対象設備の取得固定資産価額が必要となることから今回の申請では、まずはNGNで提供されるサービスについて平成21年度の契約数を予測し、これに基づき必要となる設備量を設定した上で、当該設備に係る取得固定資産価額を算出しております。各サービスの契約数の予測は、基本的にF T T Hの予測契約数を前提に行っているところでございまして、平成21年度のF T T H契約数については、平成20年度見込みと同様の純増数を見込み、N T T 東日本で8 1 6万契約、N T T 西日本で6 2 1万契約と予測し、例えば、フレッツ光ネクスト契約数については、NGN提供エリアでの申込実績率を、また、ひかり電話の契約数については、F T T H契約におけるひかり電話の契約実績率を考慮して予測・設定したものです。

この結果、NGN設備の設備別の取得固定資産価額を取りまとめたものが、5ページから6ページにかかっております表でございます。

次に、NGN設備のコスト算定についてです。中継ダークファイバ以外の装置につきましては、先ほど申しあげました取得固定資産価額をベースに算定をしているところです。例えば、減価償却費につきましては耐用年数9年、残存価格0の定率法により算定、設備管理運営費につきましては、取得固定資産価額に設備管理運営比率を乗じて算定。ただし試験研究費は、当年度取得固定資産価額をもとに算定といった、網改造料の算定方式に準拠をして算定をしているところです。

他方、中継ダークファイバにつきましては、必要芯線長に、現在審議会に諮問させていただいております平成21年度接続料適用し、コストを算定しているところです。この結果平成21年度における各設備別コストを取りまとめたものが、この下についております表です。

7ページ、②ひかり電話網のコスト算定。4ページのフロー図Bの部分でございます。今回の申請において平成21年度のひかり電話網のコストは、平成19年度接続会計から推計したコストに、既存ひかり電話のユーザの伸び率等を考慮し予測・算定をしているところです。この結果、ひかり電話網のコストを算定したものがこの表にあるとおりです。

以上がS t e p 1 : 設備別コストの算定についてでございます。

3) Step 2 : これら設備別コストを関係する機能へ配賦するフロー。先ほどの4ページのフロー図①から④の部分です。

①のところですが、先ほど申し上げましたとおり中継ルータ・伝送路・SIPサーバの3つの設備以外の設備に係るコストにつきましては、それぞれ関連する機能の固有の設備ということですので、これらの機能に直課をしているところです。

②中継ルータと伝送路のコストの関係する機能への配賦、5ページのフロー図②のところでは、中継ルータと伝送路につきましては、イーサネット関係を除くNGNで提供するすべてのサービス機能で共用されるものですが、今回の申請では、当該設備に係るコストを関係する機能へ配賦するため、コストドライバとしてポート容量比を採用しているところです。ポート容量比とは、使用可能な物理的容量に着目して機能ごとの各エッジルータのネットワーク側のポート容量を想定した上で、当該ポート容量比でコストを機能別に配賦するものです。具体的には8ページ中ほどにあります図にございますが、関連するエッジ設備として赤い部分の収容局接続機能につきましては、VPN用網終端装置、ISP用網終端装置、ベストエフォート型のSNI収容ルータ、青い部分のIGS接続機能につきましてはMG、黄緑色の部分の中継局接続機能についてはGWルータ、黄色い未アンバンドル機能につきましてはQoS・地デジ用のSNI収容ルータとするほか、ひかり電話の一部の自網内呼については、仮想的にポート容量を設置し、未アンバンドル機能に帰属をさせているところです。

なお、研究会報告書におきまして平成21年度接続料算定の際に、中継ルータと伝送路の費用配賦を用いるコストドライバとしては、アクティビティを考慮する想定トラフィック比が本来は適当とされたところですが、他方、商用開始後1年を経過しておらず予測に必要なデータが十分に蓄積されていない段階では、必ずしも十分に信頼性のある予測が可能とはいえない状況を考慮し、暫定的にポート容量比による費用配賦を認めることが適当とされたところです。

さらに、中継ルータと伝送路のコストにつきましては、このポート容量比で配賦をするに際し、既存のネットワークと異なるNGNの特徴を考慮しまして、QoSの有無・程度の加味、そして帯域等換算係数の採用。この2つの措置を併せて講じているところです。

まず、QoSの有無・程度の加味についてです。NGNではQoSが確保されたサービスと確保されていないサービスが混在して提供されるだけでなく、QoSの程度、例

えば、最優先・高優先といった異なるサービスが混在して提供されることから、今回の申請ではQoSの有無・程度を考慮した費用配賦を行うため、「ゆらぎ」に着目した措置を講じているところです。この「ゆらぎ」の概念は、この下についております左の図にあるとおりでございます、「ゆらぎ」とは、網内のパケット転送処理等によりパケットの到着間隔がばらつくことで、予定の到着タイミングと実際の到着タイミングのずれが生じることを指すものです。仮に深刻なゆらぎが発生した場合、パケットの廃棄など通信の品質の低下につながるため、あらかじめ十分な帯域を確保しておく必要があるということです。具体的には右の図にあるとおりでございます、最優先通信と高優先通信につきましては、このゆらぎに対処し通信品質に関する法令や国際標準に定められた遅延等の品質を確保するため、要求した帯域に上乘せした帯域、具体的には最優先通信で要求帯域の20%、高優先通信で要求帯域の16%を確保し、当該上乘せ帯域を含めてポート容量を観念した上で費用配賦を行っているものです。

次に、帯域等換算係数の採用についてです。今回の申請では、一般的にIP系の装置価格は、帯域差ほど費用差が生じておらずスケールメリットが働くことに着目いたしまして、帯域当たりの費用を換算するいわゆる帯域等換算係数の採用を行っているところです。具体的には、シスコシステムズ社が平成17年に発売開始したルータ（Cisco 7604）が、冗長化構成することができ、かつ10Gbpsのポートを搭載可能であって、通信事業者や一般企業向けに広く使われている実績がある機種であるため、このルータのポート帯域とポート単価から帯域とコストの関係式を推計し、各ポートのポート容量に換算した比率を算出して費用配賦に用いているところです。例えば、これによりますと100Mbpsと10Gbpsは、帯域比では1：100でございますが、ポート単価比は1：7.4となることから、こういった単価比を踏まえまして帯域等換算係数を算定し設定した上で、設備のポート容量を換算しているところです。

以上が、中継ルータと伝送路のコスト配賦についてでして、それをまとめたものが10ページのウのところですか。今まで説明申し上げましたとおり、中継ルータと伝送路のコストにつきましては、エッジ設備ごとにポート容量×QoS換算係数×帯域等換算係数×稼動ポート数、これで各ポートのポート総容量を算定した上で、このポート総容量を比率化して関係する機能に配賦をしているところです。ただし先ほどの帯域等換算係数は、ノード装置であるルータの帯域単価を用いて設定しているものですので、ノード装置ではない中継ダークファイバ分につきましては、この帯域等換算係数は行っており

ません。全体の配賦結果を示したものが、下の表にお示しをしております。

次に、③S I Pサーバのコストの各機能への配賦について、5ページのフロー図③にあたる部分です。今回の申請では平成19年度のひかり電話の通信実績をベースにS I Pサーバを用いるサービス別の通信回数を設定し、通信回数比により、S I Pサーバのコストを関係する機能に配賦をしております。その結果は、この下の表のとおりです。

次に、④ひかり電話網のコストの各機能への配賦、5ページのフロー図④にあたる部分でございます。今回の申請では、平成19年度のひかり電話の通信実績をベースに、未アンバンドル機能として整理していますNGNのひかり電話ユーザとひかり電話網のひかり電話ユーザ間の通話とそれ以外の通話について、それぞれ通信回数と通信時間を設定しS I Pサーバのコストは通信回数比により、それ以外のコストは通信時間比によりI G S接続機能と未アンバンドル機能に配賦をしているところです。

以上が全体の算定フローの具体的な方法です。これらをまとめたものが⑤です。先ほど申しあげましたとおり「各機能に固有の設備につきましては、直課をした上で設備コストを算定する」とともに、「中継ルータと伝送路のコスト」、「S I Pサーバのコスト」につきましては、各コストドライバを使って各機能に配賦をした結果、アンバンドル機能ごとの接続料原価は、この下についているとおりとなっているところです。

最後12ページ、4)最終的な接続料の算定についてです。アンバンドル機能ごとの接続料は、各機能ごとの接続料原価に各機能ごとの需要を除いて算定されるということになっております。

具体的には、収容局接続機能につきましては、収容ルータ装置ごとに接続料を設定することとし、この機能に係るコストを収容ルータの稼働装置台数で除すことにより算定をしております。

I G S接続機能につきましては、固定電話接続料と同様にセットアップチャージ付秒単位で設定することとしておりまして、具体的には当該機能のコストのうち回数比例分、具体的にはS I Pサーバ分のコストをI G S経由の通信回数で除すとともに時間比例分、具体的には中継ルータ・伝送路分のコストをI G S経由の通信時間で除すことにより算定をしております。

最後に、中継局接続機能につきましては、GWルータの接続用ポートごとに接続料設定をすることとし、当該機能に係るコストをGWルータの稼働ポート数で除すことにより算定をしております。

これらの算定結果を示したものが12ページ下の表です。冒頭申し上げましたとおり収容局接続機能・IGS接続機能・中継局接続機能、それぞれピンクの網かけでかった具体的な接続料数字になっているところです。

以上が、今回の接続約款変更の概要です。続きまして別紙2、13ページ、14ページが今回の接続約款変更申請の審査結果です。ここにございますとおり審査事項2、審査事項16、審査事項18に照らしまして、審査結果「適」としているところをございます。今回の認可申請につきましては、認可することが適当ではないかと考えているところです。

引き続きまして、お手元の参考資料に基づきまして、今回のNGN接続料と利用者料金との関係、いわゆるスタックテストの検証結果についてご説明をさせていただきます。

表紙をめくっていただきまして、参考資料1ページです。今回のNGN接続料のスタックテストの経緯です。NGNでアンバンドルする機能につきましては、昨年3月の審議会答申及び昨年12月の研究会報告書におきまして、新規に接続料が設定される機能であること。また、将来原価方式で算定されることから接続料の妥当性を多角的に検証する必要性がより高いため、「フレッツ光ネクスト」、「ひかり電話」、「ビジネスイーサワイド」の3区分を新たに追加して、スタックテストを実施することが適当とされたところです。これらを踏まえ、今回のスタックテスト行うものでございますが、現時点ではイーサネット接続機能の接続料が設定されていないこと、また、NGNに係る接続会計のデータが整理されていないことから、スタックテスト対象サービスとしては、平成21年度接続料を設定する機能にかかる「フレッツ光ネクスト」・「ひかり電話」の2区分とするとともに、その実施に接続会計のデータが不要である「総務省が実施するスタックテスト」のみを実施することといたしております。なお、接続会計のデータが必要な「NTT東西が実施するスタックテスト」は、「フレッツ光ネクスト」と「ひかり電話」については、平成21年度接続会計の公表時、「ビジネスイーサワイド」については、平成22年度接続会計の公表時から開始することとしております。

次に、具体的な検証結果についてですが、今回の検証につきましては現行のスタックテストガイドラインを踏まえまして、「フレッツ光ネクスト」・「ひかり電話」について、まず利用者料金が接続料を上回っているか、否かについて個々のサービスメニューごとに検証するとともに利用者料金収入と接続料収入の差分、いわゆる営業費相当分が、営業費の基準値（利用者料金収入の20%）を下回らないものであるか、否かの検証をサ

ービスブランドを単位として検証しているところです。

2 ページが検証結果でございますが、この表にあるとおりです。この検証結果に対する総務省の考え方でございますが、「フレッツ光ネクスト」・「ひかり電話」ともこの表にありますとおり営業費相当分が基準値を上回っており、かつすべてのサービスメニューにおいて利用者料金が接続料を上回っていることから、今回のNGN接続料設定は不適正であるとは認められないのではないかと考えているところです。以上です。

○根岸部会長 この問題は次の諮問第3009号の説明と密接に関連しておりますのでその説明とあわせまして後でご質問、ご意見いただきたいと思っております。

それでは、諮問第3009号の第一種指定電気通信設備接続会計規則及び接続の規則の一部改正について説明をお願いいたします。

○古市料金サービス課長 お手元の資料6-4に基づきまして、第一種指定電気通信設備接続会計規則及び接続料規則の一部改正についてご説明をさせていただきます。

2 ページ、省令改正の概要資料をおあげいただけますでしょうか。今回の省令改正の背景でございますが、先ほど資料6-3でご説明させていただきましたとおり総務省におきましてはNGNの接続料算定等に関する問題を検討するため、昨年5月から研究会を開催し、昨年12月に報告書を取りまとめいただいたところです。この報告書におきまして、NGNの接続料の設定単位や接続会計として整理すべき事項等について考え方を整理していただいたところです。本件は、この報告書の内容等を踏まえ、まず第1にNGN及びひかり電話網について、接続会計に設備区分等を追加すること、第2にNGN及びひかり電話網に係る機能について接続料の設定単位等を追加すること、これらの規定整備を行うため所要の省令改正を行うものです。

3 ページ以降が、改正の概要です。2010年度以降のNGN接続料は、接続会計等で整理された費用等に基づき算定されることとなるため、接続会計、具体的には固定資産帰属明細表等に必要な設備区分等を追加するとともに、接続会計の検証可能性を高めるための措置をあわせ講じることといたしております。

(1) 固定資産帰属明細表及び設備区分別費用明細表への設備区分の追加についてです。具体的には、NGN等を構成する主要な設備に着目して、固定資産帰属明細表及び設備区分別費用明細表にNGN等固有の12設備区分を追加するものでございまして、「1. 收容ルータ」、「2. 中継ルータ」、「3. SIPサーバ」、「4. ゲートウェイルータ」、「5. メディアゲートウェイ」、「6. SNI 收容ルータ」、「7. 網終端装置 (VPN)」、

「8. 網終端装置 (ISP)」、「9. 收容イーサネットスイッチ」、「10. 中継イーサネットスイッチ」、「11. ゲートウェイスイッチ」「12. 伝送路」これらの設備区分を追加することといたしております。この際、接続会計の検証容易性を高める観点から、NGN等に係る固定資産帰属明細表等とそれ以外のネットワークの固定資産帰属明細表等を分けて作成することといたしております。

(2) 損益計算書の記載事項の分計でございますが、損益計算書においてNGN等の接続料に係る収支とそれ以外の収支を分けて記載することといたしております。具体的には管理部門の営業収益のうち受取網使用料と振替網使用料。接続関連損益のうち接続装置使用料収入と網改造料収入、また利用部門の営業費用のうち振替網使用料、これらの科目について分計をすることといたしております。また、振替網使用料につきましては、アンバンドル機能と未アンバンドル機能を分けて記載することといたしております。

次に、4ページ、2の(1)でございますが、接続料設定単位の追加です。收容局接続機能・中継局接続機能及びイーサネット接続機能の接続料については、回線容量又は回線数を単位とし、合理的な理由がある場合には、距離その他の単位を組み合わせで定めることができることといたしております。

また、IGS接続機能の接続料については、SIPサーバによりセッション制御を行うための機能に係るものは通信回数を単位とし、それ以外のルータや伝送路等に係るものは通信時間を単位として定めることができることとしております。

最後に(2) NGN等に係る通信量の記録様式の追加です。NGN等の各エッジ設備、具体的にはメディアゲートウェイ、ゲートウェイルータ、SNI收容ルータ、網終端装置における通信量を記録するための様式を追加しております。施行期日は公布の日といたしているところです。

省令改正の概要については以上でございます。

- 根岸部会長　ありがとうございます。それでは、諮問の第3008号と3009号をあわせましてご説明いただきましたので、それら全体につきましてご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。
- 辻臨時委員　今、非常に難しい図でなかなか理解できないのですが、原理原則的なところからいきますと、これまでの接続料の経験からでは、できるだけアンバンドル化したり、あるいは費用の直課や配賦と非常に厳密に計算されておられると思います。今では、L

R I C というので非効率を排除する形で固定電話等の接続料を計算しますが、今回これは新しい設備だからそのような観点でなく、原価あるいは簿価という形で計算されているのか、少しよくわからなかった。これはデータがないから取りあえず計算するという部分と、会計情報等のデータが入ってくればそれに従って改定という二つの側面があると思います。あるいは、基本的には原価方式であるが、将来の需要を見てもという将来原価方式という原則で貫かれていると見てよろしいでしょうか。

○古市料金サービス課長　具体的な今回のNGNの接続料算定につきましては、昨年3月の情報通信審議会の答申、また接続料の算定方法に関してご検討いただきました研究会報告書でも、きちんと整理をさせていただいているところでございますけれども、今回NGNの接続料につきましては、接続会計の会計データがあれば、それに基づいて実際費用を見て検討をして算定していくことが一番望ましいわけでございますけれども、今回の21年度の接続料設定に当たりまして、まだ接続会計の整備がなされていないということで接続会計データがないということですので、接続料規則に基づきまして現在の接続料規則の10条では接続会計のデータがない場合につきましては、網改造料算定方式というものがございまして、この網改造料算定方式に準拠した形で算定をしているということです。他方、平成22年度以降につきましては、審議会答申でも研究会報告書でも整理をさせていただいているところでございますけれども、今回省令改正によってNGN用の接続会計が整備されるところでございますので、実際の接続会計の会計データに基づいて、実際費用に基づき接続料を算定していただくことになろうかと考えているところです。

○辻臨時委員　実際、今のところはこれの接続を適用される他事業者というのは、まだ現れておられませんよね。

○古市料金サービス課長　いや…。

○辻臨時委員　あるのですか。

○古市料金サービス課長　はい、具体的には今回のIGS接続機能、わかりやすくいいますとひかり電話網に関する接続料に関しましては、これまで接続料が設定されておりませんでしたので、相対で接続料を設定したということがございますけれども、約30社程度の電話事業者と接続をしているところです。収容局接続・中継局接続につきましては、具体的には中継局接続で、東西間で今接続をしているということです。今回接続料設定をして、接続環境整備をすることによって、これらの機能を今後他事業者が接続

をして利用をしていくということを期待しているということでございます。

○辻臨時委員 そのひかり電話以外の映像とか音声等々は、Step 1のAですか。ひかり電話以外のところは、この5ページの図ではそうなっていましたか。

○古市料金サービス課長 厳密に申し上げますとAの中にもNGNの中での、OABJ-IP電話のコストが入っておりまして、このBのところは地域IP網の中での、それとまた別にネットワーク構成されている既存のひかり電話のコストを算定しているものです。IGS接続機能につきましては、両者の機能をコスト算定した上で、接続料を算定しているということです。

○根岸部会長 よろしいですか。

○辻臨時委員 はい。

○酒井部会長代理 もう1点補足しますと、今、辻先生のおっしゃったとおりなんですけれども、やはり一番難しいのはひかりIP電話以外に、映像という体系がうんと異なるものがあるというのと、それからもう一つQoSを保障しているものと、保障しないものがある。これをどういう形のコスト体系にしたらいいかというのは、まだ100%できているわけではないので取りあえずということで、ここではいろいろ帯域換算係数とかQoS換算係数とかできてはいるのですけれども、このあたりがほんとうに正しいのかどうかというのは、少しやっていかななくてはいけないのです。仮に次年度そういう考え方でやってとしても、また少し時代が変わるとLRICと違って、レバの場合にはみんな同じことをやっていますので、簡単なのですけれども、それよりはかなり複雑になるだろうとは思っています。

○根岸部会長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

○辻臨時委員 それだけ複雑になって、厳密に計算できるかどうかということでしたら、相互にチャラにする方式は何と申しましたか…。

○関口委員 ビルアンドキープ。

○辻臨時委員 ビルアンドキープですね。最初のところで議論があったと思いますが、それをせずに接続料の透明性とか公平性の確保し、できるだけ厳密に配賦直課を入れて計算した厳密である。これの方がビルアンドキープよりもベターだという判断をされたのですか。

○古市料金サービス課長 その点につきましては、まさに昨年12月に開催しました研究会でご議論いただきまして、最終的に報告書で取りまとめをいただいたところです。

ビルアンドキープ方式の導入につきましては、例えば適用基準の適正、透明な設定運用に関してですとか、あるいは接続事業所の経営面に与える影響あるいは現行接続制度との関係等々で、まだ整理をすべき課題があるということですので、今後の検討課題とされているところです。

○根岸部会長　　どうぞ。

○東海臨時委員　　今の辻先生のご質問と関係をいたしますけれども、このNGNは非常に多様な接続があるのです。ですから全部をビルアンドキープであるとかいう形で整理をするというのは、現状の中では困難である。ある一部のものについては、それが適切かなと思われるのですけれども、接続料の算定の基本というのは、基本的には原価ベースであるという土台を今のところは崩していないわけでありまして、そういう意味の中でこの度の報告書というのは整理をされているというところでございます。お話ございましたように商用開始されて、もう既にアクセスのあるものとまだ全くそれが無いものとの混在の中で全体像を見極めて、接続料のあり方を論じたというのが実体であります。ただこれをやっておきませんとこの数年の間、あるいは二～三年かわかりませんが、このNGNが急速に普及してくれるかどうかというのは、実体ですからわかりませんが、くれなければならぬ環境下にあると思うのです。そういう意味で私は、報告書作りの過程では、このNGNの接続料のあり方については、あまり数字がない段階で議論をして理屈の世界で、一部シミュレーションやりましたけれども、こういうルールをつくったわけです。今日拝見いたしますとそれらに対して、例えば投資額やらそれらの固定設備のコストやらそこから算定するところの接続料に至るまでの数字が基本的に実体として入ってきているということですから、おそらく関係事業者の方々非常に関心の高い今回の申請ではないかというふうに思います。そしてそれが、私ども最も心配をした、おのおの接続料水準が、これからこれを促進していく水準の中に納まっているかどうかということだろうと思うのです。その点については、これからの事業者からのご意見の中で、いろいろとご意見が出てくるのではないかと考えているところです。先ほど事務局からもお話ございましたように、21年度固有の暫定措置というのがポート容量費というコストドライバを算定する、使うということであったわけです。その問題とその次のステップでは、これでない形でのもっと実態にあった形でのコストドライバに変更予定をしている。どういう形に変更するかは、これからの議論だろうと思います。予定していることとのスムーズな移行が可能かどうかといったようなことも、この

実体数値の中から少しずつ読み切れる、想定も含めまして、読んでいけるのではないかと
いう意味で、大変具体的な申請が出てきて議論が深まるのではないかと考えていると
ころです。以上です。

○根岸部会長　　どうぞ。

○古市料金サービス課長　　ただいま東海委員から2010年度以降の接続料についてのご指摘をいただきました。多少補足させていただきますと、研究会報告書におきましても今回ポート容量比を暫定的に取るということです。22年度以降は接続会計のデータも出てくるといってもございますが、例えば想定トラフィック比でありますとか、ポート実績トラフィック比といったものもアプローチとして想定をするということです。また、スムーズな移行という点に関しましては、具体的なコストドライバを使った接続料設定、いわゆるプライシングにおいては、接続事業者やあるいは利用者に与える影響も考慮して行うべきであるというような方向性も示されているわけですので、この平成22年度以降の接続料に当たりましては、こういった報告書の考え方もきちんと踏まえたと、今後整理をしていくことかと考えております。

○根岸部会長　　ありがとうございます。ほかにございますか。

○古市料金サービス課長　　大変申しわけございません。先ほどの諮問3009号のパパコメについてですけれども、これにつきましては諮問事項ではございませんけれども、スタックテストの運用に関するガイドラインの改正案、これもまとめて、総務省でパパコメをさせていただきたいと思っております。

○根岸部会長　　ありがとうございます。それでは諮問第3008号及び3009号につきましては、当審議会の議事規則4条第1項及び接続に関する議事手続規則の規定に従いまして、諮問案を、本日の部会長会見で報道発表するほか、広く意見の募集を行うことといたします。

今、ご説明ありましたように3009号の意見募集につきましては、総務省において「スタックテストの運用に関するガイドラインの改正案」も含めて実施したいというご提案がございました。これらは密接不可分でありますことから報道発表及び意見調整につきましては、今、ご提案のとおり必要な諮問事項の部分も含めまして一体として総務省が実施するというこの部会で決定することといたしたいと思っております。意見招請期間につきましては、いずれも3月2日（月曜日）までの間、実施いただければと思います。提出された意見を踏まえまして2回目の意見調整を行いましてから、また接続

委員会において検討いただくということです。そして、その上で最終的にこの部会の答申をまとめるということにしたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。それでは、そのように決定したいと思います。

以上で本日の審議は終了いたしました。委員の皆様、あるいは事務局から何かございますか。よろしいですか。

それでは、本日の会議をこれで終了いたします。次の事業部会につきましては、別途確定になり次第、事務局より連絡があるということです。以上で閉会といたします。ありがとうございました。

閉 会